

令和7年度 第2回 輪島市総合教育会議 議事要旨

日 時：令和8年1月28日（水）13:30～15:10

会 場：輪島市役所本館4階第2会議室

■ 挨拶（市長）

お疲れ様です。皆様には、平素より輪島市の教育行政に対しまして、その充実・推進にご尽力をいただいておりますこと、改めて心から感謝申し上げます。

本日の総合教育会議の協議事項は2件でありますので、皆様から忌憚ないご意見をいただきながら、各計画等の策定に繋げていきたいと思っております。

協議事項の1つ目としましては、輪島市の教育大綱、そして教育振興基本計画についてであります。昨年11月14日から12月12日までに計5回にわたり審議会にてご審議をいただき、12月18日に答申をいただいたところであります。また、12月23日から本年の1月21日までの間、ホームページや本庁舎の総合窓口、門前総合支所、各出張所、市立図書館、そして門前図書館において広く市民の皆様からご意見を聴取いたしました。これを踏まえて、本日の総合教育会議において、皆様と協議の上、教育大綱、そして教育振興基本計画の策定を行いたいと考えております。

2つ目につきましては、教職員の多忙化改善実施計画についてであります。令和7年6月11日に国で定められました給特法の一部改正により、教育職員における業務量の管理、そして健康確保措置実施計画の策定、公表並びにその実施実行が各自治体に義務づけられ

たところであります。

これまでも教育の働き方改革というのは進めてきたところではありますが、一層それを加速し、教職員が日々生き生きと子どもたちに向き合い、よりよい教育を実現できるよう、教育環境の整備を進めることを目的としたものであります。輪島市においては、災害の影響が非常に大きい状況ではありますが、より働きやすい職場環境と働きがいを両立させ、輪島市の子どもたちにより良い教育を実施することができるよう、着実な実行を図っていきたいと思っております。

本日はこの2件につきまして、ご審議、ご協議を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

■ 出席者紹介（司会（教育総務課長））

続きまして、本日までご出席いただきました皆様をご紹介します。

輪島市長 坂口 茂です。

輪島市教育委員会教育長 小川 正です。

輪島市教育委員会教育長職務代理者 石本 昇藏 様です。

輪島市教育委員会教育委員 浦 一正 様です。

輪島市教育委員会教育委員 谷口 光花 様です。

輪島市教育委員会委員の松山 忍 様からは欠席の届けが出ております。

次に事務局のご紹介をさせていただきます。

輪島市教育委員会教育部長 木下 充です。

輪島市教育委員会生涯学習課長 直江 実です。

輪島市教育委員会教育総務課参事 柿田 知津です。

輪島市教育委員会教育総務課庶務係長 坂角 多恵です。

輪島市教育委員会教育総務課主事 天野 和剛です。

司会進行は、教育総務課 平田 が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
します。それでは、会議資料に従いまして会議を進めます。

■ 議題：輪島市教育大綱について

(司会)

令和 2 年度に策定いたしました輪島市教育大綱及び輪島市教育振興基本計画について、それぞれの計画期間が令和 7 年度で終了することから、新たに次期大綱及び教育振興基本計画を策定することについて、協議するものであります。説明につきましては、木下教育部長からお願いいたします。

(教育部長)

資料説明の前に教育大綱について申し上げますと、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本方針を参酌して定めることとされております。

また、教育を取り巻く環境や課題は地域によって多様であることから、地方公共団体の長は地域の実情に応じた大綱を策定するものとされております。

教育振興基本計画案ついて、答申では、「教育大綱の基本理念を具体化し、本市の教育

施策を明確に示すものとして適切であると認め、着実に取り組まれることを期待する。」
とご意見をいただいたところであります。また、昨年12月23日から本年1月21日までの期間においてパブリックコメントを実施し、2名1団体、計27件のご意見をいただきました。そのうち2項目については意見を基に修正変更し、25項目についてはご意見に対し、回答しております。内容につきましては、本日お手元に配付しております資料の通りでございますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に改定の経緯、手順について申し上げます。昨年10月29日に開催した第1回総合教育会議において改定素案についてご承認いただき、11月14日に輪島市教育大綱策定等審議会に諮問いたしました。審議会では、村元会長を含む9名の委員の皆様から、計5回にわたって丁寧にご審議をいただき、12月18日に答申がなされました。

それでは大綱についてであります。お手元の輪島市教育大綱案とA3の全体像の資料をあわせてご覧いただきたいと思っております。

全体像の資料は、現行のものから変わった部分について、赤字での表示をいたしておりますので、ご確認ください。

なお、皆様方には、本日ご協議いただきます次期教育大綱および教育振興基本計画案について、あらかじめ配付させていただいておりますので、計画の要点と新規の項目、変更点を中心にご説明いたします。

それでは教育大綱案の1ページをご覧ください。

教育大綱の策定と趣旨についてであります。、現行の第2期輪島市教育大綱及び教育振興基本計画が今年度末をもって終了することから、次期計画期間を見据え、国の教育振興

基本計画や、現在、石川県においても第4期石川の教育振興基本計画を策定中であることから、その基本目標や施策の方針などを念頭に策定を進めたところであります。

教育大綱の位置づけは、教育基本法に基づき策定した教育振興基本計画の総論であり、大綱の計画期間は令和8年度から令和16年までを計画期間といたします。これまで第1期、第2期の計画とも5年間としておりましたが、輪島市復興まちづくり計画の計画期間が令和7年度から令和16年度までの10年間であることを踏まえ、輪島市教育大綱及び輪島市教育振興基本計画においては復興計画との整合性を図り、令和16年度までの9年間といたしました。

次に2ページです。基本的な考え方といたしまして、次期計画の基本理念は、これまでの「人生100年時代を幸せに生き抜くための教育」から「ふるさと輪島の未来を創造する人づくり」といたしました。

これまで掲げてきた「人生100年時代を幸せに生き抜くための教育」は、個人の生涯にわたる学びや幸福の実現を重視した理念であり、現在においても重要な視点であることと考えております。一方で、今後は個人の幸せの実現に加え、ふるさと輪島への愛着と誇りを持ち、地域社会の一員として主体的に関わり、未来の輪島を支え、創造していく人材の育成がより一層求められています。

教育を通じて子どもから大人までがふるさと輪島とともに成長し、地域の未来を切り開いていくという思いを明確にしたものであります。

これは2度の大規模災害に見舞われた私たちですが、ふるさとである輪島に向き合うきっかけとなり、この災害から多くの教訓を学びました。このことから、今回の改定に当た

りましては、創造的復興教育「つなぐプロジェクト」の実践を全ての教育活動の柱に据え
るとともに、教育の普遍的な面を大切にしつつ、新たな時代の要素を取り入れております。

「不易流行」時代を超えても変わらないもの、時代の変化とともに変える必要があるもの
を表しますが、こちらの考えを基調として、現行の大綱及び計画の骨格を継承しながら、
顕在化した新たな教育課題や、本市を取り巻く環境の変化に対応していくための計画とい
たしました。

次にそれぞれの基本目標の考え方、基本方針について説明いたします。

6 ページをお開きください。

基本目標1 「創造的復興教育『つなぐプロジェクト』の実践」について説明いたしま
す。

基本目標の考え方ですが、令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨災害により、本市は甚
大な被害を受け、子どもたちは厳しい環境の中で学びを続けてきました。こうした経験と
教訓を、未来に生かしていくことが重要であると考えております。

そこで、東日本大震災を教訓とした「いわての復興教育」を手本とし、本市における創
造的復興教育「つなぐプロジェクト」を、学校教育をはじめとするすべての教育活動の柱
に位置付け、いのちを守り、地域や人とつながり、防災の意識を次世代へつないでいく教
育を推進します。

これにより、復興とふるさと輪島の未来を主体的に担う人材の育成を目指してまいりま
す。

次に7 ページをお開きください。

基本目標2「学校教育の充実」について説明いたします。

基本目標の考え方につきましては、義務教育期間を社会的に自立するための基礎となる力を形成する重要な時期と捉え、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスのとれた「生きる力」を育成するという基本的な考え方は、現行計画を引き継いでおります。

一方で、新たな計画では、急激な社会変化の中にあっても、児童生徒一人ひとりが将来に大きな夢や希望を持ち、自ら考え、創造し、目標に向かってしなやかに、そしてたくましく生きていくことができるよう、「誰一人取り残さない」という視点をより明確に位置付け、学校教育の充実を図ることといたしました。

また、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」それぞれの内容については、現行の定義を踏まえつつ、知識・技能の習得にとどまらず、それらを活用して課題を解決する力や、多様な他者と協働しながら生きていく力の育成を重視する表現へと整理しております。

次に、8ページをお開きください。

基本目標3「地域社会全体で取り組む学ぶ力の向上」について説明いたします。

現行計画では、「地域全体で取り組む教育力の向上」を掲げ、学校・家庭・地域が連携し、社会全体で子どもたちを育てていく体制づくりを重視してまいりました。この基本的な方向性については、改定案においても引き続き継承しております。

一方で、改定案では、基本目標の名称を「教育力の向上」から「学ぶ力の向上」へと変更いたしました。これは、教育を「支える側の力」を高めるという視点に加え、子どもから大人まで、一人ひとりが主体的に学び、学び合う力を育むことを、より明確に位置付けるためであります。

学校の教育力向上が求められる一方で、家庭や地域における人間関係の希薄化や、社会参画意識の低下といった課題が見られる中、家庭や地域の在り方を改めて見直し、人との交わりを大切にしながら、学びを通じたつながりを再構築していくことが必要であると考えております。

そのため、改定案では、家庭や地域の自主性を尊重しつつ、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いに連携しながら、「チーム輪島」として教育を推進していくことを掲げております。地域における教育体制の整備や家庭への支援、さらには相互連携の仕組みづくりに取り組むことで、社会全体で学びを支え、学びを高め合う体制の構築を目指してまいります。

次に9ページをお開きください。

基本目標4「生涯を通じた学びの推進」について説明いたします。

現行では、「生涯学習の推進」として、市民一人ひとりが興味・関心に基づき意欲的に学ぶこと、学習機会の提供、スポーツ活動の推進を基本方針としておりました。この基本的な方向性は、改定案においても引き続き継承しております。

改定案では、名称を「生涯学習の推進」から「生涯を通じた学びの推進」と変更いたしました。これは、学習の枠にとどまらず、生活や仕事、趣味、地域活動など幅広い場での学びを含め、「いつでも、どこでも、誰でも学ぶ」ことができる環境づくりをより明確に位置付ける意図によるものです。また、「学習に取り組む意識」を醸成するとともに、自らの人格を磨き、豊かな人生を送ることができるように支援するという表現に改め、主体性や自律性を強調しています。

次に10ページをお開きください。

基本目標5「伝統文化の保存・継承・活用と文化芸術の振興」について説明いたします。

現行では、「文化資源の保存・活用」として、文化財の保存や市民の文化芸術活動への参加・支援を基本方針として掲げておりました。この基本的な方向性は、改定案でも引き続き継承しております。

改定案では、名称を「文化資源の保存・活用」から「伝統文化の保存・継承・活用と文化芸術の振興」に変更いたしました。名称変更の意図は、地域固有の伝統文化や伝統芸能をより明確に強調するとともに、文化財の保存・活用に加え、文化芸術活動全体の振興を図る点を明示するためです。

内容では、文化財の保存・継承については現行の趣旨を踏まえつつ、地域文化や伝統芸能も社会全体の共有財産であることを強調し、その価値の理解と親しみを持つ取組をさらに明確化しました。

また、文化芸術については、市民の感性や表現力、創造力を育むための学びの場や成果発表の機会を提供するなど、文化団体と連携した実践的な支援や活動環境の充実を明示し、「振興」という表現により、活動の活性化や発展性に重点を置いております。

大綱案における主な変更点についての説明は以上であります。

■ 審議・質疑応答

【審議会の委員について】

(浦委員)

2 番目の「学校教育の充実」の中で 5 番の「学校教育の魅力化推進」が新たに追加されました。高校の魅力化事業というのはここに加わったということで、良かったなと思っております。これはどういう経緯で加わったのでしょうか。

(教育部長)

これまでの 4 項目に加えまして、「学校教育の魅力化推進」を加えております。これにつきましては、従来の枠組みというものを大切にしながらも、変化の激しい時代に対応し、輪島ならではの特色のある探求事業も行っております。このような特色ある学校教育の充実をより一層図っていきたいという思いから、追加したものであります。

(浦委員)

はい。わかりました。

(司会)

他にございませんでしょうか。

(石本委員)

ちょっと内容からずれるかもしれませんが、小学生、中学生の学校生活におけるマナーに対し、教職員がしっかりと注意し、対応・指導できる体制をつくってもらいたい。これは、学校現場にいろいろと訪問させていただいて感じたことであります。

(教育長)

現場で適切に判断して指導せず、後になってから行うということは全く効果がありません。これは、被災後の集団避難においても全く同じような現象がありました。

先生方がなんで注意しないんだということを、避難先の学校の校長先生から実際の部下と思って指導していいかと相談がありました。私からは、ぜひお願いしますと、そういうことがありました。

ただ、これは先生方一人ひとりがなかなか自分の思いが伝わらない。そのジレンマの中でこの場面では言いたいんだけど、それを言うことによって全体がストップしてしまうとか、いろんな理由があります。

例えば、自転車の2人乗りをしていれば、その現場を見た地域の大人が注意できる、そういう環境を学校と地域が連携し、地域全体で子どもたちの教育を行う環境づくりを図っていきたいと思っております。

(浦委員)

ちょっと気がついたことがありまして、お話をしたいと思えます。

教育大綱については、これまで第1期、2期と2回策定し、その各論としての教育振興基本計画にPDCAサイクルというものがあります。

その評価がどのようにされているのか、そして、今回策定する教育大綱、教育振興基本計画にどのように反映されているのか。

それから、この創造的復興教育、輪島の未来を創造する人づくりについて、いろんな取組がありますが、輪島らしさが見えるような一つ目玉となる取組が欲しいと思います。

自分自身、輪島高校で校長を勤めていた時、「輪島に貢献できる人づくり」という教育目標を掲げて、様々な取組、学習を行ってきたところであります。

また、計画の取組が具体性に欠ける点と「つなぐプロジェクト」という名称は様々なところでよく使われている言葉なので、これも輪島らしさができれば良いと思います

(教育長)

ありがとうございます。計画の具体的な取組については、それぞれの学校が重点目標を決めて取り組んでいくような形となります。市がこの学校はこれをやりなさいというような、具体的に指示、提示するものではありません。あくまで教育大綱と教育振興基本計画は市の教育方針を示すものであり、各学校がそれに基づき、それぞれの学校の特色等を生かしながら、具体的に取り組んでいくというものになります。

(教育部長)

教育振興基本計画の評価点検についてですが、こちらは地方教育行政の組織および運営

に関する法律の規定により、毎年、教育事務点検評価審議会にて委員の皆様より審議、評価をいただいているところであります。また、市議会にもその内容を報告し、市ホームページでも公表させていただいております。ただ、計画の最終年度における総括というものは、これから必要かと思いますので、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

■ 議題：輪島市教育振興基本計画について

(教育部長)

次に、輪島市教育振興基本計画案についてご説明いたします。

輪島市教育振興基本計画案 6 ページをお開きください。

こちらは、輪島市教育大綱の基本目標 1 「創造的復興教育『つなぐプロジェクト』の実践」に対する各論となります。

輪島市では、市民一人ひとりが自分と他者の命の尊さを実感し、心身の健康と安全を守り、互いに支え合う社会の実現を目指し、輪島市の創造的復興を担う人材の育成を目的とした創造的復興教育「つなぐプロジェクト」を実践します。基本方針に示す「いのちの輪」「みんなの輪」「あんしんの輪」は、「いわての復興教育」で掲げられた「いきる」「かかわる」「そなえる」という教育的価値を輪島市の地域特性に合わせて展開したものです。

基本方針 1 「いのちの輪」では、2 度の災害の経験から得た教訓を生かし、命の尊厳の自覚や自己肯定感の育成、自然や他者との共生、心身の健康づくり、多様な居場所づくりを通じて、市民のウェルビーイングを地域全体で高めます。

基本方針 2 「みんなの輪」では、市民が多様な学びを通じて自己実現し、地域社会の担

い手として活躍できる人材を育成します。復興課題をテーマとしたキャリア教育や郷土文化・伝統産業の復興活動への参画を通じ、地域とのつながりやふるさと愛を深めます。また、多世代交流のワークショップ等により地域コミュニティの再生を図ります。

基本方針3「あんしんの輪」では、防災意識の醸成と地域防災力の向上を重視します。災害の記憶や教訓を継承し、防災研修やシミュレーション、避難訓練への参加を通じて、自助・共助の精神を育み、ふるさとの防災・減災、復興・発展に主体的に関わる人材を育てます。

このように、「つなぐプロジェクト」は、命を守り、地域と人をつなぎ、防災力を高める3つの輪を通じて、持続可能な地域社会づくりと市民の主体的な学びを推進します。

次に、8ページをお開きください。

基本目標2「学校教育の充実」における基本方針1「確かな学力の育成」について説明いたします。

改定案では、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、誰一人取り残さない形で「主体的・対話的で深い学び」を実現することを目指しています。これにより、児童生徒が自ら学び続ける態度を育み、これからの社会で必要となる資質・能力を養う教育を推進します。

主要施策（1）「確かな学力の定着と向上」について、従来は基礎・基本の知識や技能の習得、思考力・表現力の育成に重点を置いていましたが、改定案では「個別最適な学び」と「協働的な学び」を融合させ、より主体的に深く学ぶ力を育成します。

11ページ、主要施策「（2）多様なニーズに応じた教育の推進」について説明いたしま

す。

従来は特別支援教育や ICT 活用による個別指導が中心でしたが、改定案では ICT を活用した「個別最適な学び」をさらに推進し、特別支援教育の支援体制も専門相談員や研修を通じて強化する内容となっております。

主要施策（３）「教職員の資質・能力の向上」について説明いたします。

従来は教科指導力や研修の充実が中心でしたが、改定案では ICT 活用力、防災・減災教育、危機管理能力などの実践的スキル向上も重視します。

12 ページの主要施策（４）「学校生活における安全教育の推進」について、従来は通学時の安全教育や防災教育、情報モラル教育が中心でしたが、改定案では児童生徒や教職員、保護者も含めた防災士資格取得支援など、地域防災力の向上も視野に入れていきます。

改定案では、基礎学力の定着だけでなく、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に実施し、ICT 活用や地域連携も取り入れています。児童生徒が主体的に学び、社会で必要な力を身につける教育体制を整えることが特徴です。

次に、12 ページの基本方針２「豊かな心の育成」について説明します。

現行では「生命や自然を大切に作る心」「他者を思いやる心」「感動する心」「規範意識」を育むことに重点を置いていましたが、改定案ではこれに加えて、自己肯定感やよりよい社会の実現に向けた主体性の育成を明確に位置づけています。

単に道徳的価値を身につけるだけでなく、自ら考え行動し、社会や地域に貢献できる力を育てる教育へと発展させています。

主要施策（１）「豊かな心を育む教育」の推進について説明いたします。

児童生徒が互いに尊重し合う心や思いやりの心を持ち、善悪を判断し、社会のルールを理解できるよう、教育内容を体系的に充実させます。具体的には、非認知能力の養成です。

現行でも社会性や想像力、行動力を学校行事や課外活動で育てていましたが、改定案では自己肯定感や主体性も意識的に育てることを明示しました。

また、道徳教育では体験活動だけでなく家庭や地域との連携をさらに強化し、社会や自然との関わりを「自分ごと」として実感できる機会を増やします。

次に、人権尊重と共生社会の教育です。

改定案では、地域住民との交流やボランティア活動を通して、他者を思いやる力だけでなく、自ら考え行動する力を育てることに重点を置いています。

さらに、キャリア教育や主権者教育では、進路選択や社会参画の力を段階的に育むことを明確化しました。

特に地域貢献やふるさとへの誇りを持つことを重視し、学習への動機づけと社会参加を両立させます。

持続可能な社会づくりの教育、いわゆるESDについても、地域の関係者との連携を強化し、学校間交流や実践・普及を通じて、持続可能な社会の担い手を育てます。

次に、読書環境の充実です。

学校図書館の充実や市立図書館との連携を通じて、児童生徒が主体的に読書し、学び続ける力を育てます。

最後に、個に応じた教育支援です。

いじめや不登校などの問題に対しては、スクールカウンセラーや教育支援センターを活

用し、家庭や地域と連携しながら、未然防止と早期対応を徹底します。

次に、14 ページの基本方針3「健やかな体の育成」について説明いたします。

改定案では、児童生徒が生涯にわたって健康で質の高い生活を送るための基盤づくりに重点を置いています。

現行では「健康で安全な生活」「体力や運動能力の向上」「生活習慣の改善」などが中心でしたが、改定案では 発達段階に応じた体力向上や望ましい生活習慣・食習慣の確立といった、より具体的な育成目標が明確になっています。

単に運動や食育を行うだけでなく、児童生徒が自ら健康を意識して生活できる力を育むことが重視されています。

まず、主要施策の1つ目、「児童生徒の体力・運動能力の向上」です。

現行でも体育授業や部活動への支援は行っていましたが、改定案では 大学や県内のプロスポーツチームとの連携を明示し、専門指導者を派遣することで、運動の楽しさや競技技術の向上を両立させることを強調しています。

また、スポーツ交流や大会を通じた競技力向上だけでなく、生涯にわたり積極的にスポーツに取り組む姿勢の育成も重要な柱として加わっています。

さらに、体力・運動能力調査の結果をもとに、児童生徒の状況を正確に把握し、改善策を学校ごとの「体力アップ作戦」に反映する点も改定案で明確化されました。これは、個々の成長段階に応じたきめ細かな指導につなげる狙いです。

次に、主要施策の2つ目、「食育の推進と学校給食の充実」です。

改定案では、地産地消の推進や郷土愛の育成、栄養教諭等による食育授業、家庭や地域

との連携といった内容は現行から引き継がれています。

しかし、改定案では 児童生徒が将来にわたって健康に生活していけるように、「食」の重要性や食習慣を意識的に身につけること をより強調しています。

給食や授業を単なる栄養教育にとどめず、生涯にわたる生活習慣形成の基盤と位置づけた点が大きな違いです。

次に16ページの基本方針4「教育環境の整備」について説明いたします。

改定案では、児童生徒が安全・安心に学校に通い、学びや活動に集中できる環境の整備をさらに強化することを目的としています。

現行の方針でも「教育環境の整備」は示されていましたが、改定案では 学校再編後の教育環境の最適化や教職員の働き方改革、災害対応を含む施設整備の充実 といった点が新たに明確化されています。

単に施設を維持するだけでなく、教育の質と児童生徒の安全・安心、教職員の負担軽減までを一体的に進める内容に進化しています。

まず、主要施策の1つ目、「学校再編後の教育環境の強化・充実」についてです。

児童生徒数が減少している中、改定案ではこれまでの教育懇話会の意見や「学校再編基本計画」を踏まえ、統合校が児童生徒にとって最善の教育環境となるよう、施設の有効活用や教育課程の連携強化、さらに地域との交流拠点化を進めることが明示されました。

現行では小規模校の統廃合や教育の在り方の検討という表現にとどまっていたが、改定案では 再編後の学校を積極的に地域教育の中心とする観点が強化されています。

次に、主要施策の2つ目、「教職員の働き方改革の推進」です。

改定案では、教職員の多忙化を解消し、児童生徒に向き合う時間を確保することを重点に置いています。

具体的には、学校徴収金の公会計化により事務業務を軽減する取組を引き続き推進し、さらに、部活動の地域展開やスクールサポートスタッフ、ICT 支援員などの外部人材の活用を明確に位置づけ、教職員が本来の教育に集中できる環境整備を進めるものとしています。

現行では ICT や公会計化に触れていますが、改定案では 外部人材活用の具体的方向性も含めて明文化された点が大きな違いです。

3 つ目、主要施策「学校施設の整備と充実」です。

改定案では、令和 6 年の能登半島地震や奥能登豪雨の被害からの迅速な災害復旧と安全性の確保を明示しました。

また、学校再編に伴う新校舎の建設では、防災機能を備えつつ、先進的な学習空間や地域交流の場としても活用できる施設整備を進めることが打ち出されています。

現行では施設整備の必要性は示されていましたが、改定案では、災害対応・安全確保・次世代型の学習環境・地域連携を同時に実現する視点が強調されている点が大きな違いです。

次に、17 ページの基本方針 5 「学校教育の魅力化推進」について説明いたします。

変化の激しい時代に対応するため、地域資源を活かした特色ある教育活動や学校運営を推進し、地域の拠点である学校の魅力化を図ることを目的としています。

現行の教育方針では直接的に「学校の魅力化」という観点は示されておらず、今回の改

定で新たに設けられた方針です。

このことは、単なる学習の質の向上だけでなく、地域・学校・保護者・関係機関が連携して学校の価値を高め、児童生徒が誇りを持てる学校づくりを明確に打ち出した点が大きな特徴です。

次に、主要施策の1つ目、「魅力ある教育活動の環境整備の強化」です。

ここでは、児童生徒が主体的に学ぶ意欲を高めるために「多様な学びの機会の創出と地域との連携」を重点にしています。

改定案では「学校を地域の拠点として魅力化する」という視点が新たに加わり、学習支援や探究活動、キャリア教育まで一体的に位置づけた点が大きな違いです。

また、地域や保護者、行政が学校運営に主体的に関わる仕組みを明文化し、児童生徒の学びや成長を地域全体で支える構造を示した点も特徴です。

次に19ページをお開きください。

基本目標3「地域社会全体で取り組む学ぶ力の向上」について説明いたします。

この目標は、子どもたちの学びを家庭・学校・地域社会が一体となって支えることを重視しています。

まず、基本方針1「家庭の教育力の向上」です。

保護者が自信を持って子どもの教育に臨めるよう、家庭教育支援を強化します。

具体的には、保護者向けのセミナーや入学説明会、参観日など、多くの保護者が集まる機会を活用して情報提供や学習の場を設けたり、相談や助言ができる体制を整えます。

次に、基本方針2「地域の教育力の向上」です。

ここでは、地域全体で青少年の学びや健全育成に関わる力を高めていきます。

改定案では、これまでの個別支援から一歩進めて、誰もが青少年教育に参加できる仕組みを整えることを明確にいたしました。

また、地域での体験型学習や交流活動を通して、子どもたちの自主性や社会性、そして生き抜く力を育むことを重視しています。

具体的な取組としては、自然や文化体験などの体験型学習や、地域活動を支える指導者の育成・研修などを行います。

最後に、基本方針3「学校・家庭・地域の連携」です。

学校、家庭、地域がそれぞれの役割を自覚し、協力体制をつくることで、地域全体の教育力を高めていきます。単なる情報共有ではなく、地域連携や保護者参加を積極化し、公民館など地域拠点を活用してコミュニティ全体を強化することも含めています。

次に22ページをお開きください。

基本目標4「生涯を通じた学びの推進」について説明いたします。

市民が生涯にわたって学び、主体的に活動できる環境を整えることが目的です。今回の改定案での大きなポイントは、災害対応と市民主体型の学び・スポーツ環境の強化です。

まず、学習機会の充実です。公民館では、令和6年能登半島地震や奥能登豪雨で被災した施設の復旧を最優先し、地域住民が安心して集い、学べる場所として整備します。

さらに、地域のニーズに応じた講座や活動支援も充実させ、地域住民が主体的に学べる環境を作ります。

図書館については、単なる本の貸出だけでなく、雑誌やデジタル資料なども提供し、地

域団体と連携した講座・セミナーを行うことで、市民が豊かに学べる拠点として機能させます。子ども読書活動の推進も明確に加え、子どもから大人まで幅広い世代の学びを支援する点が特徴です。

次に、スポーツの推進です。市民が年齢や体力に関わらずスポーツに親しめるよう、被災したスポーツ施設の復旧や学校体育施設の活用を進めます。また、地域のスポーツ団体と連携し、指導者の育成や支援を通して、地域スポーツの基盤強化も図ります。

次に、25 ページをお開きください。

基本目標5「伝統文化の保存・継承・活用と文化芸術の振興」について説明いたします。

本市の持つ伝統文化や文化芸術を守り、次の世代に引き継ぐとともに、地域の魅力として活用してまいります。改定案では、特に災害からの復旧・復興と、市民主体・地域資源としての活用を強化している点が現行と大きく異なります。

まず、伝統文化の保存・継承・活用についてです。現行でも文化財の保存は行っていますが、改定案では、令和6年能登半島地震や奥能登豪雨で被災した文化財の復旧・保護を最優先課題と位置付けています。文化財レスキューや文化財ドクター制度を活用し、散逸や損傷を防ぐとともに、所有者の保存意欲を高める補助制度の拡充も盛り込んでいます。

また、未指定の文化財を掘り起こして登録するなど、新たな文化財の発掘・保護活動を積極的に進める点も大きな違いです。さらに、文化財の価値を市民に広く伝える情報発信や、市史編さんによる地域の歴史整理も加え、文化財を学びの資源としても活用する方向を強化しています。

次に、文化財の活用です。改定案では、保存するだけでなく、地域のまちづくりや観光

資源として活用する視点を明確に打ち出しています。

さらに、文化芸術の振興についても改定案では強化されています。従来の文化活動支援に加え、震災で被災した文化会館の復興を「地域の文化拠点のシンボル」と位置付け、舞台芸術や地域交流の拠点として整備することが明記されています。

また、伝統文化の伝承者育成を強化し、郷土芸能や文化活動を将来にわたって守り続ける担い手を育てる仕組みを整えます。

そして、市民の創造的な文化芸術活動の振興も重視し、団体間の交流活動や自主的な文化活動の支援を通して、市民自らが文化活動を企画・運営できる環境作りが加わった点も大きな違いです。

教育振興基本計画の説明は以上となります。

(司会)

教育振興基本計画と教育大綱はリンクしている部分がございますので、大綱、計画をあわせて意見交換できれば思っております。

(浦委員)

全体像の中の主要施策、主な取組に【計画】と表記があるが、これはどういう意味なのか。教育振興基本計画のことを指しているのであれば【計画】の表記を消してよいのではないのでしょうか。【計画】の表記があると読み手としてはよく分からないと思います。

(司会)

委員ご指摘のとおり、【計画】は削除したいと思います。

(教育部長)

先の質問において、教育振興基本計画について具体的な取組をとることについてありますが、今回の場合、大綱については9年間、教育振興基本計画においては3年ごとに2、3期にわたって見直し等も考えておりますので、具体的な、さらにその一步踏み込んだ取組については、この計画に基づいた取組を各学校が展開していくというところでご理解をいただきたいと思います。

(司会)

市長、今のご意見や案の説明につきまして何かありますでしょうか。

(市長)

特にありません。

(教育長)

この復興教育の部分だけでも3つの主要施策、その主な取組については多くの項目を提示してあります。そのようにしたのはなぜかという、いきなり考えて実行するのは、現場ではなかなか難しいことがあります。

そのいろんな取組は、学校長の判断でこれを重点に3年間やっていく、そして現場でさらに先生方に落とし込んでいくというように、学校長を通じて行っていくこととなります。

また、来年度からの復興教育推進のための研修を今やっております。それぞれの校長が今度はこれをどう理解して、自分のビジョンの中に落とし込んでいくか、そこを今、大事にしたいと思います。

(司会)

他にご意見よろしいでしょうか。

ないようですので、輪島市教育大綱及び輪島市教育復興基本計画につきましては、原案に今回のご意見を踏まえ策定するというところでよろしいでしょうか。

(石本委員)

すいません。教育大綱策定等審議会委員の構成ですが、元学校長が中心になっています。今回、地域との連携も非常に重視していることから、次回からでよいので、もっと多種多様な立場の方から委員になってもらえればと思います。

(教育部長)

今回の審議会の委員構成につきましては、従来、婦人団体協議会から委員のご推薦をいただいておりますが、今回は当該団体の都合により、お断りをいただいた経緯があります。

ただ、地域との連携というところも重視していることから、新たに輪島市区長会長会会長にご参画いただいたところであります。スポーツ協会については、会長ではなく、副会長をご推薦いただき、たまたま元校長ということになりましたけども、そこにつきましては、決してご指名したわけではございませんので、ご理解いただきたいと思います。次回の審議会委員の構成におきましては、いただいたご意見を基に検討してまいります。

(司会)

では、令和 8 年度から令和 16 年度までの 9 年間におきましては、この教育大綱と教育振興基本計画をもとに本市の教育行政を推進していくことといたします。どうぞよろしく願います。

次に協議事項 2、輪島市立学校における教職員の多忙化改善実施計画の策定についてであります。説明につきましては柿田参事をお願いいたします。

■議題：輪島市立学校における教職員の多忙化改善実施計画

(参事)

柿田です。着座にて説明させていただきます。令和 7 年 6 月に公立の義務教育諸学校の教職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法が改正され、それを受けまして、石川県教育委員会において、教職員の多忙化改善実施計画が示されました。輪島市においても国・県の動きを踏まえ、市立学校の実情に即した実施計画を策定する必要性が生じ、策定しました。本計画は、令和 8 年 4 月から令和 12 年 3 月までの 4 年間を計画期間としてい

ます。

単に勤務時間を短縮することを目的とするのではなく、業務のあり方そのものを見直し、限られた時間の中で教職員の専門性が十分に発揮される学校運営の実現を目指しています。

数値目標としては時間外勤務、時間を月平均を 30 時間以内とすること。また、月 80 時間を超える教職員をゼロとすることを掲げています。あわせて働きがいや働きやすさの観点から、やりがいや誇りを感じている教職員の割合、年次有給休暇の取得状況、ストレスチェックの結果なども目標として設定しています。

これは県の示した目標にあわせてあります。取組を進める上での基本的な考え方は、長時間勤務を前提とした働き方を見直すこと、そして多忙化改善を教職員個人の努力に委ねるのではなく、教育委員会と学校が一体となって組織的に進めていくことです。

具体的な取組内容については、国が示す学校と教師の業務の 3 分類を踏まえ、役割分担の明確化を図っております。

3つの分類は学校以外が担うべき業務、それから教師以外が積極的に参画すべき業務、さらに教師の業務であるが、負担軽減を図る業務の 3 つに分けてそれぞれ取組を示しております。

最後に本計画は策定して終わりではなく勤務時間の把握や教職員意識調査等を通じて進捗を点検し、学校評価と連動させながら、必要に応じて見直しを行うなど継続的なフォローアップを行うこととしています。

以上簡単ですが、説明を終わります。

(司会)

ただいまの説明につきまして、ご質問ご意見ございますでしょうか。

(浦委員)

学校の多忙化改善にととても良いと思います。

具体的な目標などもあっていいと思うんですが、これを実施するにあたって、くれぐれも教員の魅力ややりがい、とてもやりがいのある魅力ある仕事だということを、各教員がそういう気持ちを失わないような配慮をぜひお願いしたいです。

(司会)

そうしましたら、輪島市立学校における教職員の多忙化改善実施計画の策定につきましては、原案の通り策定するとしてよろしいでしょうか。

(委員等)

異議なし。

(司会)

ありがとうございます。令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間におきましては、この計画に基づいて輪島市の教職員の業務量の適切な管理及び健康福祉の確保を進めてまいります。

予定された協議事項は以上となりますが。その他何かございませんでしょうか。

(司会)

以上をもちまして、令和7年度第2回輪島市総合教育会議を終了いたします。本日はご出席いただきましてありがとうございました。

= 終了 =

■ 出席者：11名

市長、教育委員会委員 3名、教育長、教育部長、教育総務課長（司会）、生涯学習課長、教育総務課参事、庶務係長、主事